

## 森ノ宮医療大学 微生物等安全管理部会規程

令和元年6月18日制定

### (趣旨)

第1条 この規程は「森ノ宮医療大学 微生物等安全管理規程」(以下「安全管理規程」という。)に基づき森ノ宮医療大学 微生物等安全管理部会(以下「安全部会」という。)に関して必要な事項を定める。

### (任務)

第2条 安全部会は安全管理規程に基づき、微生物等の取扱いや安全確保に関する事項について、必要に応じて指導および助言を行い、安全管理規程に掲げる申請があった場合の調査・審議、微生物等取扱者への教育訓練を行うことを任務とする。

### (組織)

第3条 安全部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 微生物等安全管理主任者
- (2) 微生物等に関する専門的な知識を有する教員 1名
- (3) 研究支援センター 1名
- (4) その他学長が必要と認めた者 若干名

2 第1項第2号の委員は部会長が選任し、研究支援センター会議の議を経て学長が委嘱する。

3 第1項第3号の委員は研究支援センター長が選任し、学長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (部会長)

第5条 安全部会に部会長を置く。

2 部会長は研究支援センター会議で選任する。

3 部会長は、部会を招集しその議長となる。

### (議事)

第6条 安全部会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、第3条第1項第1号の微生物等安全管理主任者(以下「安全主任者」という。)が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決定する。

3 部会長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務)

第9条 安全部会の事務は、委員ならびに研究支援センターが担当する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、安全部会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は令和元年6月18日から施行する。